

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	福島県財務規則の一部を改正する規則	一六
	福島県職員公舎規則の一部を改正する規則	一六
告 示	計量器の定期検査を実施する件	一七
	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	一七
	保安林の指定施業要件を変更する予定である件	一八
	土地取用法により事業の認定をした件	一八
	道路の区域を変更する件二件	一五
	道路の供用を開始する件二件	一六
	電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	一六
	宅地造成等規制法により造成宅地防災区域の指定を解除する件	一六
公 告	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	一七
	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	一七

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県職員公舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十五号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。第二百七十四条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の資格の審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者から請求があつたときは、当該資格がないと認められた理由を、当該請求を行った者に文書で通知しなければならない。

第二百七十四条の二第四項に次の一号を加える。

四 施行令第六十七条の五第一項又は第六十七条の十一第二項に規定する資格に關する文書を手入するための手段

第二百七十四条の三第一項中「ついでに、」の下に「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り」を加える。

第二百七十四条の九中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に關する事項

附 則

この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十八号）の施行の日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第四十六号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則（昭和四十一年福島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「入居する公舎」の下に「その他知事が別に定める公舎」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員公舎規則附則第十項の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（施設管理課）

告 示

福島県告示第二百二十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域

対象となる特定計量器

検査の期日及び時間

検査場所

三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第二百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十六年四月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町古町字高久保二四八二、檜枝岐村字駒ヶ岳一四八九の二七

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十六年四月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 起業者の名称

猪苗代町

二 事業の種類

道の駅整備事業及びこれに伴う農業用道路水路付替事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田字五百苅地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断され

るため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

道の駅整備事業及びこれに伴う農業用道路水路付替事業(以下「本件事業」という。)のうち、道の駅整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十三条第二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

また、本件事業の施行に伴い生じる農業用道路水路付替事業(以下「関連事業」という。)は、法第三条第五号に掲げる地方公共団体、土地改良区が設置する農業用道路、水路、排水路に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、第六次猪苗代町振興計画及び猪苗代町都市計画マスタープランに基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

猪苗代町は、農業と観光の町として、水稲を基幹作物に多彩な農作物の生産活動と雄大で美しい自然資源を活用した観光業の振興を図ってきたが、近年の農業、観光業の低迷や東日本大震災による風評被害など様々な問題を抱えている。

また、猪苗代町は特別豪雪地帯という条件下にあり、例年、降積雪による道路交通障害や除雪作業により日常生活に負担を強いられており、起業地周辺は広範囲に渡り地吹雪による視界不良のため交通障害が発生する特殊通行規制区間とされている。

本件事業の施行により、施設内に物販ブースや情報コーナーを設置することで農産物の新たな販路が確保されることによる農業従事者の所得向上や猪苗代町のみならず、会津地方全体の観光情報を提供することが可能になり、各観光施設への入込客の増大に寄与することが期待される他、猪苗代町の特産品を販売し、製造販売元を紹介することによって、施設利用者らを地元商店街に誘導し、地域の活性化が図られることが期待される。

さらに、地吹雪等による交通障害時の一時待避が可能になる他、ヘリポートを整備することにより災害発生時に迅速な対応が可能になり、道路利用者、施設利用者及び地域住民の安全確保に大きく寄与することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が、起業地内における埋蔵文化財の有無について、猪苗代町教育委員会に照会したところ、埋蔵文化財包蔵地外であることを確認している。

また、希少野生生物の生息及び生育の情報について、福島県環境共生総室自然保護課に照会したところ、「メダカ」等五種類の希少野生生物が確認されている

との情報提供があったため、周辺の自然環境の保全及び野生生物の保護に十分に配慮するとしている。

なお、起業地は、景観法（平成十六年法律第百十号）及び福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）で指定されている景観計画区域「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」内であるため、あらかじめ福島県知事に行為の通知を行い、景観法及び福島県景観条例に準拠した施設整備を進めるとしている。

その他、起業地は農地であるが、他の農地とは道水路等によって隔てられているため、農地利用集積に支障を及ぼすおそれなく、工事施工時には周辺に影響を及ぼさないよう土留工などで対応するとしている。

（三）事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たって、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジ周辺の二箇所を候補地として比較検討を行っているが、社会的、経済的及び技術的見地から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。また、施設の規模については、起業地周辺の道路交通量や特別豪雪地という地域特性、公募住民を含む（仮称）道の駅猪苗代整備検討委員会の意見等を踏まえて決定したものであり、適切なものと認められる。

さらに、本事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

（一）事業を早期に施行する必要性

猪苗代町では、近年の農業、観光業の低迷に対する産業の活性化及び雪対策充実に喫緊の課題としている。

また、本件事業は第六次猪苗代町振興計画及び猪苗代町都市計画マスタープランに基づき行うものであり、事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

（二）起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本事業の用に恒久的に供されるものであるため、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

猪苗代町役場建設課

（土木総務課用地室）

福島県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月四日
福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道熱塩加納会津坂下線	喜多方市熱塩加納町宮川字岩尾西四〇番一地从先から	変更前	一一・六	五三二・五
		変更後	二五・五	五三二・五
同	市熱塩加納町宮川字諏訪林一六〇二番一地从先まで	変更前	一一・五	五三一・五
		変更後	一七・〇	五三一・五

（道路計画課）

福島県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十六年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年四月四日
福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道高崎田島線	南会津郡下郷町大字白岩字北上平五六九番二地先から	変更前	三・六	一一一・五
		変更後	一五・〇	一一一・五
同	郡同 町大字白岩字南上平四三七番一地从先まで	変更前	三・六	一一一・五
		変更後	一〇・四	一一一・五

（道路計画課）